

様式第9号(第8条関係)

岐阜市告示第433号

要措置区域の公示について

土壤汚染対策法第6条(第2項・~~第5項~~)の規定により、下記のとおり要措置区域を(指定・解除)した旨、告示します。

令和 4年 11月 18日

岐阜市長 柴橋 正直

記

1 (指定・解除)理由

土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合せず、土壤汚染対策法施行令第5条の基準に該当する。

2 (指定・解除)区域

岐阜市北一色10丁目3番2、3番11の一部、3番12の一部  
(別添のとおり)

3 当該要措置区域において指定基準に(適合しない・~~適合する~~)特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン

4 講すべき指示措置・~~講じられた実施措置~~

当該土地において地下水の水質の測定を行うこと



図1 要措置区域の位置図

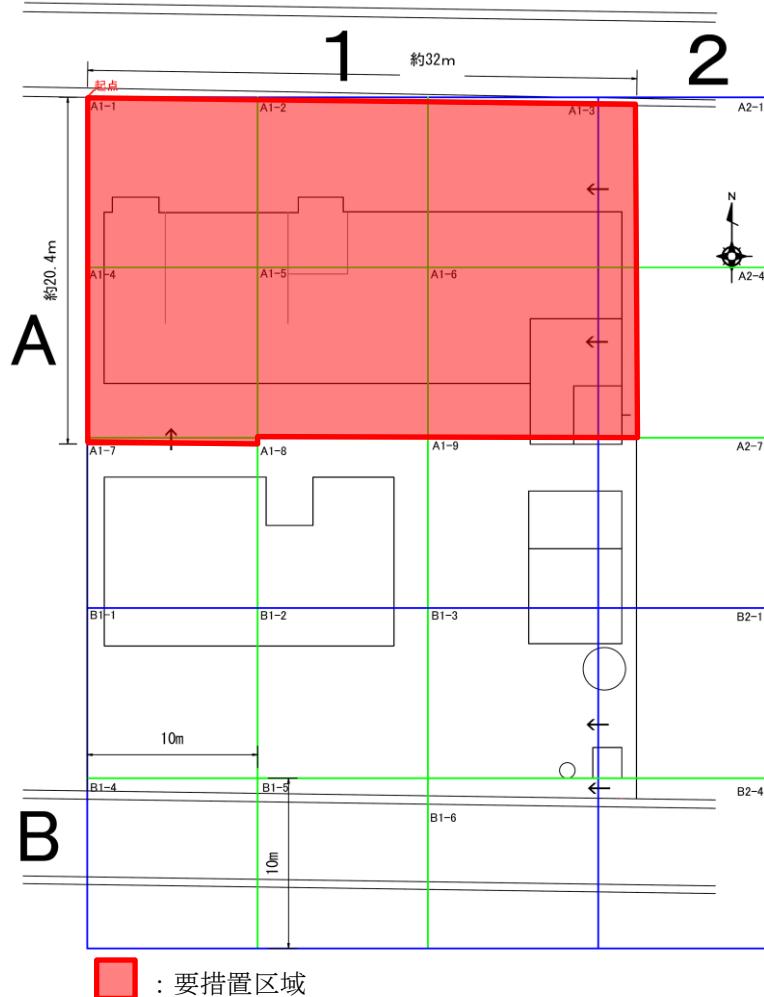


図2 要措置区域図